

国民年金第 3 号被保険者不整合記録を有する方に対する対応状況等

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日

日本年金機構国民年金部

国民年金第3号被保険者期間（以下「3号期間」という。）を有する方のうち、実態と異なる3号期間（以下「不整合期間」という。）を有する方については、当該不整合期間を段階的に第1号被保険者期間へ種別変更するための取組を実施しているところである。

具体的には、次のとおりである。

1. 直近2年以内に不整合期間を有する方（平成23年11月から実施）

平成21年11月以降の期間に不整合期間を有する方に対して種別変更の勧奨を行い、その後、種別変更及び保険料の納付の案内を実施。（実施対象者は、約12万人）

2. 前記1で種別変更を実施した方であって2年を超える期間にも不整合期間を有する方（平成24年10月から実施）

前記1において種別変更を実施した方であって、平成21年10月以前に不整合記録を有する方に対して種別変更の勧奨を行い、その後、種別変更処理及び後納制度（年金確保支援法による過去10年前まで納付可能となる制度）の案内を実施。（対象者は、約12万人）

3. 2年を超える期間のみに不整合期間を有する前記1及び2以外の方（平成25年5月から実施予定）

2年を超える期間のみに不整合期間を有する前記1及び2以外の方（受給者は除く。）に対して種別変更の勧奨を行い、その後、種別変更及び後納制度の案内を実施。

国民年金第3号不整合期間を有する方に対する対応状況等(種別変更の届出勧奨及び種別変更処理)

平成24年11月27日

		S61	~	S63	H01	~	H14	H15	~	H21 H21.11	H22	H23	H24
①	平成23年11月～処理 2年以内の不整合期間を有する方 ↓ 現行法に基づく保険料納付勧奨(約12万件)												
		第3号不整合期間であっても保険料が時効により納付できないことから3号のままとした期間										2年以内のみ第3号不整合期間を有する方を1号に種別変更した期間	
②	平成24年10月～処理 平成23年11月に種別変更した2年以内の不整合期間を有する方で2年より前の不整合期間を有する方 ↓ 後納制度による保険料納付勧奨(約12万件)												
		2年より前の第3号不整合期間を1号に種別変更した期間										①で第1号に種別変更した期間	
③	平成25年5月処理(予定) 2年より前のみ不整合期間を有する方(受給者を除く。) ↓ 後納制度による保険料納付勧奨												
		昭和61年4月以降の第3号不整合期間を第1号に種別変更する期間											

